

【駿府匠宿】市と指定管理者のリスク分担表

種類	内容	リスク負担者	
		市	指定管理者
物価・金利の変動	物価・金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民対応	指定管理業務における地域との調和及び連携に関すること		○
	上記以外の事項	協議により定める	
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、または指定管理の内容を余儀なく変更された場合の経費及びその後の当該事情による増加経費の負担	協議により定める	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
	新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議により定める	
施設・設備・物品等の損傷	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	施設・設備・物品等の修繕で50万円未満のもの		○
	施設・設備・物品等の修繕で50万円以上のもの	協議により定める	
第三者賠償	市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害	○	
	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害	リスク条件に応じる	
資料・展示品等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
書類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○

セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
--------	--------------------	--	---

※本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上、決定する。